

令和7年第2回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第1号

【産業・地域振興支援部税務課】

専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）

本件は、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布され、「地方税法」が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

【法改正の背景】

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のための個人住民税の特定親族特別控除を創設するとともに、新たな排ガス規制の適用開始等に伴い追加された二輪車の車両区分に係る軽自動車税の種別割の標準税率を定めるなどの地方税法の改正が行われました

二輪車の車両区分に係る改正部分は、令和7年4月1日に施行されました。

【専決処分をした日（条例を公布した日）】

令和7年3月31日

【条例改正の内容】

①軽自動車等に対する種別割の区分に新基準原付（二輪車で、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の原動機付自転車）を加え、税率を年額2,000円とします。

②その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日